

音楽ボランティア活動支援事業実施要項

(一財) 長野県文化振興事業団

長野県松本文化会館

1 趣旨

演奏・発表の場を求める演奏家の活動を支援するとともに、広く県民の音楽鑑賞の機会を確保し、もって本県音楽文化の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要

- (1) ボランティアで演奏活動を希望する県内の演奏家（以下「音楽ボランティア」という。）を募集し、登録する。
- (2) 県内でイベント等を開催するため、派遣を希望する者（団体）（以下「派遣先」という。）に音楽ボランティアを紹介する。

3 事業の実施方法

- (1) 文化会館は、広く県民に本事業の周知を図る。
- (2) 音楽ボランティアを希望する演奏家は、「音楽ボランティア登録書（様式1）」を文化会館に提出する。
- (3) 文化会館は、受理した音楽ボランティア登録依頼書に基づき、「音楽ボランティア登録者名簿」を作成し、周知する。
- (4) 派遣依頼者は、文化会館と相談の上、「音楽ボランティア派遣依頼書（様式2）」を提出する。
- (5) 文化会館は、「音楽ボランティア登録者名簿」から派遣先が希望する音楽ボランティアを紹介する。
- (6) 演奏会の実施に係る具体的な事項については音楽ボランティアと派遣先の協議により決定する。

4 実施基準

音楽ボランティア及び派遣先は、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 音楽ボランティアについて
 - ア 個人・団体、プロ・アマチュアを問わない。
 - イ 団体の登録に当たって人数の制限は設けない。
 - ウ 演奏の目的が、政治活動又は宗教活動等でないこと。
- (2) 派遣先について
 - ア 県内の社会福祉施設、学校、病院、公民館などで開催するイベントを企画運営する個人・団体とする。
 - イ イベントの計画が明確で、主催者にイベント遂行能力が十分であると判断され、かつ

主催者が信用しうる者であること。

(3) イベント内容について

次項の内容を基本とし、派遣される音楽ボランティアが認めるものとする。

ア イベントの内容は、公益性のあるものであること。

イ 営利目的、政治活動又は宗教活動等と認められないものであること。

ウ イベントにおける入場料が無料であること。

(4) その他

イベントの開催において、事故防止などの十分な措置が講じられていること。

5 登録及び活動の実施期限

音楽ボランティアの登録は「音楽ボランティア登録書」を受理した日からとする。以降、登録者から登録抹消の連絡がない限り自動更新とする。

6 派遣に要する費用

原則として、音楽ボランティアの派遣に要する費用は無料とする。

7 その他

同一施設への音楽ボランティアの紹介回数については、年間5回までとする。

附 則

この要項は、平成29年4月1日より施行する。